

謹 啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」は、1948年（昭和23年）以降、毎年実施しており、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査で、最も重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の年金額の算定、また、経済、雇用・労働、福祉に係る国の政策検討の基礎資料として幅広く活用されております。

さて、この調査では、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としておりますが、このたび、令和7年調査において、貴事業所に調査をお願いすることとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

謹 白

令和7年7月

事業主各位

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)

「賃金構造基本統計調査」を実施します



厚生労働省では、「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主

検索



「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q.結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q.どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q.対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q.調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



厚生労働省・都道府県労働局